

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 8 月25日
【届出者の氏名又は名称】	SK-03株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町 1 丁目 6 番 1 号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町 1 丁目 6 番 1 号
【電話番号】	(03) 6206 - 3031 (代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役 今井 良典
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	SK-03株式会社 (東京都千代田区大手町 1 丁目 6 番 1 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の 1)

- (注 1) 本書中の「公開買付者」とは、SK-03株式会社をいいます。
- (注 2) 本書中の「対象者」とは、株式会社 C E ホールディングスをいいます。
- (注 3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 6) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- (注 7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注 8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年8月6日付で提出した公開買付届出書（2026年8月18日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）及びその添付書類である同日付公開買付開始公告につきまして、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第27条第2項但書に基づき、2026年8月20日付で同項本文所定の待機期間が短縮され、2026年8月21日から公開買付者による対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の取得が可能となったことに伴い記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関連する添付書類を訂正及び追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

7 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

(3) 許可等の日付及び番号

12 その他買付け等の条件及び方法

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には、下線を付しております。

公開買付届出書

第 1 【公開買付要項】

7 【株券等の取得に関する許可等】

(2) 【根拠法令】

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関して、2026年7月29日付で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されております。

当該届出の受理後、公開買付者が本株式取得をすることができるようになるまで、30日の待機期間が必要です。当該待機期間は短縮されることがあります。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として待機期間が5ヶ月まで延長されることがあります。

公開買付者は、上記の待機期間について期間の延長がされた場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、下記「12 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が発生した場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、財務大臣及び事業所管大臣から、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止の勧告を受けずに待機期間が終了した場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

(訂正後)

公開買付者は、本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関して、2026年7月29日付で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理され、その後、2026年8月18日付で、当該届出に係る届出書の訂正書を提出しております。

当該届出の受理後、公開買付者が本株式取得をすることができるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は2026年8月20日付で短縮され、2026年8月21日より公開買付者による本株式取得が可能となっております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

許可等の日付 2026年8月20日

許可等の番号 JD第753号

1 2 【その他買付け等の条件及び方法】

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(訂正前)

令第14条第1項第1号イないしヌ及びワないしネ、第3号イないしチ及びヌ、第4号、第5号に関する府令第26条第4項第4号ないし第7号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

< 中略 >

令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実^イに準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が、当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、又は対象者の重要な子会社に同号イないしトに掲げる事実が発生した場合をいいます。

令第14条第1項第5号に関する府令第26条第4項第6号に定める「前各号に掲げる事情に準ずる事情」とは、()公開買付者が公開買付者中間持株会社から本公開買付けに要する資金の出資を受けること、()公開買付者中間持株会社が公開買付者最終持株会社から本公開買付けに要する資金の出資を受けること、又は()公開買付者最終持株会社がNIC Fund Cayman, LP、Camellia Fund Cayman, LP、Cerasus Fund Cayman, LP及びWisteria Fund Cayman, LPから本公開買付けに要する資金の出資を受けることが外為法第27条又は第28条の違反となる場合(ただし、本公開買付け開始時点において、公開買付者が、当該出資が法令違反となる蓋然性を認識することができた場合を除きます。)をいいます。

また、上記「7 株券等の取得に関する許可等」に記載のとおり、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、外為法第27条第1項及び同法第28条第1項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ又は国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

< 後略 >

(訂正後)

令第14条第1項第1号イないしヌ及びワないしネ、第3号イないしチ及びヌ、第5号に関する府令第26条第4項第4号、第5号及び第7号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

< 中略 >

令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実^イに準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が、当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、又は対象者の重要な子会社に同号イないしトに掲げる事実が発生した場合をいいます。

< 後略 >

公開買付届出書の添付書類

(1) 2026年8月6日付公開買付開始公告

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

令第14条第1項第1号イないしヌ及びワないしネ、第3号イないしチ及びヌ、第4号、第5号に関する府令第26条第4項第4号ないし第7号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

< 中略 >

令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が、当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、又は対象者の重要な子会社に同号イないしトに掲げる事実が発生した場合をいいます。

令第14条第1項第5号に関する府令第26条第4項第6号に定める「前各号に掲げる事情に準ずる事情」とは、()公開買付者が公開買付者中間持株会社から本公開買付けに要する資金の出資を受けること、()公開買付者中間持株会社が公開買付者最終持株会社から本公開買付けに要する資金の出資を受けること、又は()公開買付者最終持株会社がNIC Fund Cayman, LP、Camellia Fund Cayman, LP、Cerasus Fund Cayman, LP及びWisteria Fund Cayman, LPから本公開買付けに要する資金の出資を受けることが外為法第27条又は第28条の違反となる場合(ただし、本公開買付け開始時点において、公開買付者が、当該出資が法令違反となる蓋然性を認識することができた場合を除きます。)をいいます。

また、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、外為法第27条第1項及び同法第28条第1項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ又は国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

< 後略 >

(訂正後)

令第14条第1項第1号イないしヌ及びワないしネ、第3号イないしチ及びヌ、第5号に関する府令第26条第4項第4号、第5号及び第7号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

< 中略 >

令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が、当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、又は対象者の重要な子会社に同号イないしトに掲げる事実が発生した場合をいいます。

< 後略 >

(2) 府令第13条第1項第9号の規定による書面(株式の取得等に関する届出書及び対内直接投資等に関する命令第8条の規定に基づく財務大臣及び事業所管大臣による公示について)

外為法第27条第2項但書に基づき、2026年8月20日付で同項本文所定の待機期間が短縮され、2026年8月21日から公開買付者による対象者株式の取得が可能になったため、府令第13条第1項第9号の規定に基づき、公開買付者が2026年7月29日付で日本銀行に対して提出した「株式の取得等に関する届出書」(JD第753号)、公開買付者が2026年8月18日付で日本銀行に対して提出した「株式の取得等に関する届出書の訂正書」(JD第753号)及び日本銀行が2026年8月20日付で公示した「対内直接投資等に関する命令第8条の規定に基づく財務大臣及び事業所管大臣による公示について」を本書に添付いたします。